

竹原市立学校等プール水および飲料水水質検査業務仕様書

(1) 業務名

竹原市立学校等プール水・飲料水水質検査委託業務

(2) 業務履行期間

令和7年5月26日から令和7年10月10日まで

(3) 業務場所

竹原市立大乘小学校（竹原市高崎町185番地の7）外12箇所

検査対象施設は「竹原市立学校等プール水および飲料水水質検査業務 検査象施設」
のとおり

(4) 業務の目的

竹原市立学校の教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な検査を実施し、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(5) 業務内容

検査は、プール水水質検査及び飲料水水質検査とし、各検査項目の検査対象施設は、「竹原市立学校等プール水・飲料水水質検査業務 検査象施設」のとおりとし、検査項目は次のとおりとする。

ア プール水水質検査

i 検査項目

学校環境衛生基準（平成二十一年三月三十一日号外文部科学省告示第六十号）に基づく検査方法及び基準により、次の項目の検査を実施する。

- ・遊離残留塩素
- ・pH値
- ・大腸菌
- ・一般細菌
- ・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）
- ・濁度
- ・総トリハロメタン
（クロロホルム・ブロモジクロロメタン・ジブロモクロロメタン・ブロモホルム）
- ・循環ろ過装置の処理水

ii 検査回数

各学校におけるプール利用前期及びプール利用後期の2回とする。

ただし、総トリハロメタンはプール利用後期の1回のみの検査とする。

イ 飲料水水質検査

i 検査項目

学校環境衛生基準（平成二十一年三月三十一日号外文部科学省告示第六十号）に基づく検査方法及び基準により、次の項目の検査項目を実施する。

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ・pH値
- ・味
- ・臭気
- ・色度
- ・濁度
- ・遊離残留塩素

ii 検査回数

1回とする。

（6）その他

各検査の実施日及び検体採取箇所については、事前に各施設管理者と調整を行うこと。

なお、検査の結果、各項目の基準を超過した場合については、ただちに竹原市教育委員会へ報告するとともに、水質改善に必要な助言等を行うこと。

竹原市立学校等プール水および飲料水水質検査業務 検査対象施設

(1) プール水水質検査実施対象施設 11 施設

施設名	所在地
大乘小学校	竹原市高崎町 185 番地の 7
竹原小学校	竹原市田ノ浦二丁目 5 番 1 号
中通小学校	竹原市下野町 3469 番地
竹原西小学校	竹原市竹原町 2440 番地
東野小学校	竹原市東野町 914 番地
荘野小学校	竹原市西野町 2025 番地
仁賀小学校	竹原市仁賀町 1280 番地
竹原中学校	竹原市下野町 2230 番地
賀茂川中学校	竹原市東野町 2051 番地の 1
吉名学園	竹原市吉名町 2671 番地
忠海学園	竹原市忠海東町三丁目 9 番 1 号

(2) 飲料水水質検査対象施設 13 施設

施設名	所在地
大乘小学校	竹原市高崎町 185 番地の 7
竹原小学校	竹原市田ノ浦二丁目 5 番 1 号
中通小学校	竹原市下野町 3469 番地
竹原西小学校	竹原市竹原町 2440 番地
東野小学校	竹原市東野町 914 番地
荘野小学校	竹原市西野町 2025 番地
仁賀小学校	竹原市仁賀町 1280 番地
竹原中学校	竹原市下野町 2230 番地
賀茂川中学校	竹原市東野町 2051 番地の 1
吉名学園	竹原市吉名町 2671 番地
忠海学園	竹原市忠海東町三丁目 9 番 1 号
旧忠海東小学校	竹原市忠海東町五丁目 19 番 1 号
旧吉名小学校	竹原市吉名町 4907 番地 1